

## ひらめ網の検討状況について

## 1 検討開始の経緯

中部地区漁業振興協議会から許可内容と操業実態との乖離があり、ひらめ網許可を検討して欲しいと要望を受けた。

[中部振興協議会]ヒラメは、日の出後明るくなって揚網しないと捕れないので、三重網の制限又は条件の「日の出から日没までの間は操業してはならない」を見直して欲しい。

[水産課]許可内容を逸脱した自主規制は認められない。一方、ひらめ網自体は、大型かつ活魚出荷をすることから資源の利用方法としては、効率的な漁法として判断。

⇒ひらめ網の許可を新設する検討に着手。

## 2 検討状況の整理

## (1) 許可の改正の検討

ひらめ網の新設又は三重網の一部改正を行い操業時間の問題を解消できないか検討した。改正内容以前に許可を改正する行為自体に意見が集中した。

漁業許可	西部地区漁業者の意見	中部地区漁業者の意見	メリット・デメリット
許可の改正する場合	どのように改正しても新規参入者が大幅増加し、漁場が占拠され大きな摩擦になる。	効率よくひらめが捕れる。安心してひらめ網操業ができる。	○効果的な漁獲が推進できる。 ●ひらめ漁場での摩擦が想定される。
許可を改正しない場合	現状の自主規制で、漁業秩序が保たれている。	多獲を求めて違反してしまうことを懸念。ただし、許可改正により地区間の摩擦が発生するのであれば、現許可のままでもやむ得ない。	○一定の漁業秩序が保たれる。 ●漁獲効率が悪い。 ●漁場利用の調整が自主規制に委ねられている

➤ひらめ網漁法の推進のためには許可の改正が有効だが大きな反対があり、改正しても摩擦が想定されるなかで、改正に踏み切ることにはできない。また、漁場利用に係る調整が自主規制でよいのか別途検討が必要。

## (2) 漁場利用に係る調整方法の検討

本来入会操業すべき海域を、現状では自主規制で制限することによって調整されているが、現在の自主規制の内容をそのまま公的管理（漁業権又は漁業許可）として制度化できないか検討した。

漁場の管理方法	水産課の意見	漁業者の意見	メリット・デメリット
① 漁業権による管理	自主規制で運用するのであれば、漁業権を設定して、漁協に管理を委ねることも1案。	漁協で管理することは困難。	○漁業者による自主的管理を担保できる。 ●漁業権の設定は、広範囲の入会利用を前提としたルール化が必須。 ●漁協が管理することに否定的。
② 自主規制を許可に盛り込む	自主規制に依らねば調整できないのであれば、許可に盛り込み取締り可能な状態にするのがあるべき姿。	[中部地区漁業者]本来、入会すべき操業区域を許可として制限するのは容認できない。	○県の取締りにより、漁業秩序の維持が担保される。 ●沖は入会の理念からはずれる。 ●操業区域の制限は、自主規制で合意できても、許可内容に盛り込むことについての合意は困難。
③ 自主規制に委ねる	漁場利用に係る取締りを県ができず、漁業秩序の維持が担保されない。	現申し合わせで秩序が保たれているので自主規制で運用すべき。	○自主的な運営による漁業秩序維持に一定の効果がある。 ●県は、自主規制の管理はできない。

➤県としては本来①又は②で漁場管理すべきと考えるが、漁業者の合意を得られる状況ではない。

【参考】 第346回鳥取海区漁業調整委員会（H25. 11. 22）以降の協議状況

協議会	概要
<p>H26.1.9 赤碕町漁協との協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去、漁場利用を巡って一本釣りとは中部地区ひらめ網との摩擦が問題となっていたが、H23に漁場利用に係る申し合わせがなされたばかりで、漁業秩序がようやく確立されつつあるところ。</li> <li>・このような状況下で、許可等で制度化すれば、一本釣りとの摩擦の再燃や新規参入者の大幅増加による漁場占拠が想定され、調整できない。</li> </ul>
<p>H26.1.22 中部地区漁業振興協議会役員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他地区の一本釣り漁業者等との調整が見つからない。また、これ以上要望することにより地区間の摩擦が大きくなるのが想定される。</li> <li>・中部地区漁業振興協議会としては許可内容見直しの要望は取り下げ、効率的な操業はできないが、現在の三重網の許可内容で操業することとしたい。</li> </ul>
<p>H26.2.4 海共第5号海区漁場管理委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長い時間をかけて、ようやく漁場利用に係る申し合わせを取り決めて、漁業秩序が保たれている。</li> <li>・新たな許可制度となれば地区間の摩擦は避けられない。</li> <li>・一方的に中部地区の要望を聞いて進めるのではなく、西部地区の事情も勘案して、地区間のバランスを考慮した調整を行って欲しい。</li> </ul>

※ 中部地区漁業振興協議会：賀露支所から中部漁協の沿岸漁業者で組織  
 海共第5号海区漁場管理委員会：赤碕町漁協から淀江支所までの代表漁業者により組織